

○国土交通省告示第四百六十六号  
 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の規定に基つき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。  
 平成三十一年三月二十九日  
 国土交通大臣 石井 啓一

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示  
 船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一・二 (略)</li> <li>(削る)</li> <li>(削る)</li> <li>三 (略)</li> <li>(削る)</li> <li>四・六 (略)</li> <li>七 ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド</li> <li>八 (略)</li> <li>九 スイス・リー・インターナショナル・エスイー</li> <li>十 損害保険ジャパン日本興亜株式会社</li> <li>(削る)</li> <li>(削る)</li> <li>(削る)</li> <li>十一・十二 (略)</li> <li>(削る)</li> <li>十三 (略)</li> <li>(削る)</li> <li>十四・十五 (略)</li> <li>十六 Gard P. &amp; I. (Bermuda) Ltd.</li> <li>十七 (略)</li> <li>十八 Sveriges Angfartygs Assurans Förening (The Swedish Club)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一・二 (略)</li> <li>三 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</li> <li>四 朝日火災海上保険株式会社</li> <li>五 (略)</li> <li>六 エース損害保険株式会社</li> <li>七 損害保険ジャパン日本興亜株式会社</li> <li>八・十 (略)</li> <li>十一 ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド</li> <li>十二 (略)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>十三 ジェイアイ傷害火災保険株式会社</li> <li>十四 ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（パミュダ）リミテッド</li> <li>十五 セコム損害保険株式会社</li> <li>十六 セゾン自動車火災保険株式会社</li> <li>十七・十八 (略)</li> <li>十九 日新火災海上保険株式会社</li> <li>二十 富士火災海上保険株式会社</li> <li>二十一 (略)</li> <li>二十二 明治安田損害保険株式会社</li> <li>二十三・二十四 (略)</li> <li>二十五 Gard P &amp; I (Bermuda) Limited</li> <li>二十六 (略)</li> <li>二十七 Sveriges Angfartygs Assurans Förening</li> </ul> |
|--|---|

十九 (略)  
 二十 The North of England P & I DAC  
 二十一 (略)  
 二十二 The Standard Club Asia Ltd  
 二十三 The Standard Club Ireland DAC  
 (前略)  
 二十四 The Standard Club Ltd  
 二十五 The Standard Club UK Ltd  
 二十六・二十七 (略)  
 二十八 The West of England Ship Owners Mutual Insurance Association (Luxembourg)  
 二十九・三十 (略)  
 三十一 QBE UK Limited  
 (前略)  
 三十二 (略)  
 三十三 Korea Shipping Association  
 三十四 (略)

二十八 (略)  
 (新設)  
 二十九 (略)  
 三十 THE STANDARD CLUB ASIA LTD.  
 (新設)  
 三十一 THE STANDARD CLUB EUROPE LTD  
 三十二 The Standard Club Limited  
 (新設)  
 三十三・三十四 (略)  
 三十五 The West of England Ship Owners' Mutual Insurance Association (Luxembourg)  
 三十六・三十七 (略)  
 三十八 QBE Insurance (Europe) Limited  
 三十九 Korea Shipping Association  
 四十 (略)  
 (新設)  
 四十一 (略)

附則

この告示は、公布の日から施行する。